

○光地区消防組合管理者が管理する個人情報の保護に関する規則

平成25年3月5日

規則第3号

改正 平成28年3月29日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、光地区消防組合個人情報保護条例（平成25年光地区消防組合条例第2号。以下「条例」という。）の規定に基づき、管理者が管理する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの登録)

第2条 条例第8条第1項に規定する個人情報登録簿は、個人情報ファイル登録票（様式第1号）をつづったものとする。

2 条例第8条第1項に規定する届出は、個人情報ファイル（登録・変更・廃止）届出書（様式第2号）に個人情報ファイル登録票を添えて行うものとする。

3 条例第8条第2項第2号の規則で定める数は、500とする。

4 条例第8条第3項に規定する届出は、個人情報ファイル（登録・変更・廃止）届出書により行うものとする。この場合において、変更のときは、新たな個人情報ファイル登録票を添付するものとする。

(個人情報管理責任者)

第3条 条例第11条第1項に規定する個人情報管理責任者は、課長、室長及び署長の職にある者をもって充てる。

2 個人情報管理責任者は、条例第11条に規定する適正な管理及び安全保護を図るための必要な措置を講じるとともに、個人情報取扱事務を掌握し、個人情報の保護に関し所属する職員を指揮監督しなければならない。

(委託契約書等の記載事項)

第4条 管理者は、個人情報取扱事務を業務委託しようとするときは、次に掲げる事項を当該委託に関する契約書等に明記することとする。ただし、委託の内容又は性質上記載することが困難な事項については、この限りでない。

- (1) 個人情報の秘密保持に関する事項
- (2) 個人情報の目的外の使用及び第三者への提供の禁止に関する事項
- (3) 業務の再委託の禁止又は制限に関する事項
- (4) 個人情報の複写及び複製の禁止又は制限に関する事項

- (5) 個人情報の保管及び廃棄に関する事項
- (6) 事故発生時における報告義務に関する事項
- (7) 職員の立入検査に応じる義務に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項
- (9) 前各号に定める事項に違反した場合における契約解除等の措置及び損害補償に関する事項

(開示等の請求書等)

第5条 条例第18条第1項に規定する請求書は、自己情報開示等請求書（様式第3号）によるものとする。

- 2 前項の請求書を提出する場合は、運転免許証、旅券、健康保険被保険者証その他本人であることを証する書類を提示し、又は当該書類の写しを添付しなければならない。

(第三者への意見照会等)

第6条 管理者は、条例第20条の規定により通知を行う場合は、意見照会書（様式第4号）及び保有個人情報開示決定に係る通知書（様式第5号）によるものとし、通知に当たっては、開示請求者の権利利益を不当に侵害しないように留意するものとする。

(可否決定通知書)

第7条 条例第21条第2項の規定による通知は、可否決定通知書（様式第6号）により行うものとする。

- 2 条例第21条第3項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第7号）により行うものとする。

(開示の方法等)

第8条 条例第22条第2項に規定する開示の方法は、次の各号に掲げる自己情報の記録された媒体について、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書、図面及び写真 閲覧又は写しの交付
- (2) 電磁的記録 出力若しくは採録したものの閲覧等又は写しの交付

- 2 前項に規定する方法により自己情報の開示をする場合において、当該自己情報が汚損し、又は破損するおそれがあるとき、条例第19条第2項の規定により部分開示するとき、その他相当の理由があるときは、当該自己情報を複写したものを閲覧に供することができる。

- 3 自己情報を閲覧する者は、関係職員の指示に従うとともに、当該自己情報を汚損し、又は破損することがないよう丁寧に取扱いなければならない。

- 4 管理者は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがある者に対して、当該自己情報

の閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(訂正等の通知書)

第9条 条例第22条第4項の規定による通知は、個人情報訂正等通知書(様式第8号)により行うものとする。

(費用負担)

第10条 条例第25条第2項に規定する写しの作成及び送付に要する費用は、次のとおりとする。

- (1) 消防組合が設置する電子複写機により作成する場合 写し1枚につき10円
- (2) 前号の規定以外の方法により作成する場合 写し1枚につき当該作成に要する実費
- (3) 写しの送付に要する費用の額 郵送料相当額

(実施状況の公表の方法)

第11条 条例第29条の規定による実施状況の公表は、光地区消防組合ホームページに掲載することにより行うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

個人情報ファイル登録票

登録番号			実施機関名			
所管課等名	課(署) 係					
個人情報ファイルの名称						
保有の目的						
個人情報対象者の範囲						
事務開始年月日	年 月 日					
収集・記録する個人情報の項目	戸籍及び基本的事項	経歴・社会活動に関する事項	心身にに関する事項	財産・経済に関する事項	家庭・個人生活等に関する事項	思想・信条等に関する事項
	☐ 氏名 ☐ 性別 ☐ 生年月日 ☐ 住所 ☐ 国籍・本籍 ☐ 親族関係 ☐ 識別番号	☐ 職業・職歴 ☐ 学業・学歴 ☐ 成績・評価 ☐ 資格・免許 ☐ 賞罰 ☐ 団体加入の状況	☐ 心身の障害 ☐ 疾病・負傷 ☐ 検査・診査健康状況 ☐ 身体能力・特性 ☐ 性格	☐ 資産・収入・支出の状況 ☐ 納税の状況 ☐ 取引情報 ☐ 破産 ☐ 公的扶助 ☐ 口座番号	☐ 家族状況 ☐ 居住関係 ☐ 趣味・し好 ☐ 電話番号	☐ 思想・信条 ☐ 宗教 ☐ 差別の原因となる社会的身分に関する事項
	その他 ☐ [] ☐ [] ☐ [] ☐ [] ☐ [] ☐ [] ☐ [] ☐ []					
個人情報の収集方法	☐ 本人からの収集 ☐ 実施機関内の他の事務からの収集 (☐ 同意 ☐ 法令 ☐ 居所不明 ☐ 緊急性 ☐ 審査会) ☐ 上記以外からの収集 (☐ 同意 ☐ 法令 ☐ 公知性 ☐ 居所不明 ☐ 緊急性 ☐ 審査会)					
記録の形態	☐ 文書 ☐ 図面 ☐ 写真 ☐ 磁気ディスク・磁気テープ ☐ 録音・録画テープ ☐ その他()					
電算処理の状況	☐ 無 ☐ 有→システム名					
個人情報の常態的提供	☐ 無 ☐ 有 (☐ 同意 ☐ 法令 ☐ 居所不明 ☐ 緊急性 ☐ 審査会)				事務処理の外部委託	☐ 無 ☐ 有
備考					個人情報保護主管課記入欄	

様式第2号(第2条関係)

第 号
年 月 日

光地区消防組合管理者 様

実施機関の長 印

個人情報ファイル(登録・変更・廃止)届出書

光地区消防組合管理者が管理する個人情報の保護に関する規則第2条第2項及び第3項の規定により個人情報取扱事務登録票を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

個人情報ファイルの名称	届 出 区 分			理 由 等
	登 録	変 更	廃 止	
合 計				

備考1 届出区分の該当する項目に○印を記入し、変更及び廃止の場合は、理由欄に理由、登録番号、変更年月日又は廃止年月日を記入すること。

2 登録及び変更の届出の場合は、登録票(変更の場合は、変更後の登録票)を添付すること。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

光地区消防組合管理者 様

請 求 者(□本人・□代理人)
住 所
氏 名
電話番号



自 己 情 報 開 示 等 請 求 書

光地区消防組合個人情報保護条例第18条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請 求 の 区 分	開示 (□閲覧 □写しの交付) □訂正 □削除 □目的外利用の中止 □外部提供の中止		
自 己 情 報 の 本 人	住 所 氏 名	電話番号	
請求に係る自己情報の 件名又は記録の内容			
請 求 の 趣 旨			
※処理欄	本人確認 代理人確認	□免許証 □旅券 □健康保険証 □その他 [] □免許証 □旅券 □健康保険証 □その他 [] □代理人証明 確認者名 []	

- 注1 請求に際しては、運転免許証、旅券、健康保険被保険者証その他本人であることを証明する書類を提示するか、当該書類の写しを添付してください。
- 2 代理人が請求する場合は、代理人本人であること及び代理権を有することを証する書類を提示するか、当該書類の写しを添付してください。
- 3 ※欄は、記入しないでください。
- 4 □は、該当にレ印を記入してください。

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

光地区消防組合
管理者



意見照会書(光地区消防組合個人情報保護条例第20条第1項関係)

あなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報について、開示請求がありましたので光地区消防組合個人情報保護条例第20条第1項(第2項)の規定により通知します。

つきましては、この保有個人情報の開示決定等について御意見があれば、別紙「開示決定等に係る意見書」により、 年 月 日までに回答してください。

1	開示請求に係る保有個人情報 の内容及び作成年月日	内 容 年 月 日
2	開 示 請 求 年 月 日	年 月 日
3	_____に 関 する 情 報 の 内 容	
4	担当課等名及び意見書提出先	(電話番号)
備	考	

別紙

保有個人情報開示決定等に係る意見書

年 月 日

光地区消防組合管理者 様

住所又は居所
氏 名 ⑩
〔法人その他の団体にあつては、その名称及び事務所又は事業所の所在地及び代表者名〕
電 話 番 号

年 月 日付け 号で照会のありました件について、下記のとおり回答します。

1 保有個人情報の内容		
2 開示することの支障の有無	☐ 有 ☐ 無	
3 支障がある理由		
※ 備考	受付年月日	月 日
	担当課等	

注1 ※欄は、記入しないでください。

2 ☐ は、該当にレ印を記入してください。

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

光地区消防組合
管理者 印

保有個人情報開示決定に係る通知書

年 月 日付け 号で通知しましたあなた(貴)に関する情報が含まれている保有個人情報については、次のとおり開示決定をしましたので、光地区消防組合個人情報保護条例第20条第3項の規定により通知します。

1 開 示 決 定 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
2 理 由	
3 開 示 実 施 日	
4 備 考	

注 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、光地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

また、この処分の取り消しの訴えは、この処分(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、光地区消防組合を被告として(この場合において、光地区消防組合管理者が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分(審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第 号
年 月 日

様

光地区消防組合
管理者 印

可 否 決 定 通 知 書

年 月 日付けで請求のあった自己情報の(開示・訂正・削除・目的外利用
の中止・外部提供の中止)については、光地区消防組合個人情報保護条例第21条第1項の規
定により、下記のとおり決定しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

自 己 情 報 の 件 名	
自 己 情 報 の 本 人	住所 氏名
決 定 の 内 容	
決 定 の 理 由 等	
開 示 の 日 時 、 場 所 及 び 開 示 方 法	日時 年 月 日 () 時 場所 方法 ☐ 閲覧 ☐ 写しの交付
担 当 課 等 名	課(署) 係 電話番号 内線 担当者名

- 注1 自己情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課に連絡してください。
- 3 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から
起算して3箇月以内に、光地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができま
す。ただし、この期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を
経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくな
ります。
- また、この処分の取り消しの訴えは、この処分(審査請求をした場合は、当該審査
請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、光地区
消防組合を被告として(この場合において、光地区消防組合管理者が被告の代表者と
なります。)提起することができます。ただし、この期間内であっても、この処分(審
査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1
年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起す
ることができなくなります。

様式第7号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

光地区消防組合
管理者 

決 定 期 間 延 長 通 知 書

年 月 日付けで請求のあった自己情報の(開示・訂正・削除・目的外利用
の中止・外部提供の中止)については、光地区消防組合個人情報保護条例第21条第3項の規
定により、下記のとおり可否の決定を延長しましたので通知します。

記

請 求 の 区 分	開示 (☐ 閲覧 ☐ 写しの交付) ☐ 訂正 ☐ 削除 ☐ 目的外利用の中止 ☐ 外部提供の中止
自 己 情 報 の 本 人	住所 氏名
自 己 情 報 の 件 名	
条 例 第 21 条 第 1 項 に よ る 決 定 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
延 長 後 の 決 定 期 限	年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 課 等 名	課(署) 係 電話番号 内線 担当者名

様式第8号(第9条関係)

第 号
年 月 日

様

光地区消防組合
管理者 

個人情報訂正等通知書

先に提供した下記件名の個人情報について、下記のとおり個人情報の(訂正・削除・目的外利用の中止・外部提供の中止)をすることにしたので、光地区消防組合個人情報保護条例第22条第4項の規定により通知します。

記

決 定 の 区 分	☐ 訂正 ☐ 削除 ☐ 目的外利用の中止 ☐ 外部提供の中止
自 己 情 報 の 件 名	
決 定 の 内 容	
決 定 し た 日	年 月 日
備 考	
担 当 課 等 名	課(署) 係 電話番号 内線 担当者名